

## 指導行政のポイント

### “教育基本条例案”の問題点

菱村 幸彦

大阪府の「教育基本条例案」(以下「条例案」)については、すでに若井彌一氏が本紙(10月25日号)で取り上げているが、もう一度、法的視点からみた問題点について吟味してみよう。

#### 知事の職務権限を超える

法的視点からみた最大の問題点は、国の法令との関係である。若井氏も指摘するように、条例は「法令に違反しない限りにおいて」制定できるものなので(地方自治法14条)、条例のなかに国の法令に反する規定を盛り込むことは許されない。

ところが、条例案をみると、次のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」)や地方公務員法(以下「地公法」)等に抵触する恐れのある条項が散見される。

第1は、知事による学校目標の設定。条例案では、知事が、府立学校が実現すべき目標を設定すると規定している(条例案6条2項)。しかし、地教行法は、知事の職務権限を 大学、私立学校、教育財産の取得・処分、契約の締結に限定しており(24条)、学校教育については、教育委員会の職務権限としている(23条)。したがって、知事が府立高校の目標を設定することは、地教行法に抵触する可能性が高い。

第2は、保護者への義務規定。条例案は、保護者に学校運営に参画・貢献する努力義務、家庭における基本的な生活習慣等の育成義務を課している(10条)。法律ならともかく、条例で国民に家庭の義務まで課すことには問題がある。

第3は、知事による教育委員の罷免。知事は、議会の同意を得て教育委員を罷免する権限を有するが、その罷免事由は、法律で限定されている(地教行法7条1項)。にもかかわらず、条例案は、教育委員が知事の定めた目標を実現する責務を果たさないことなどを「罷免事由に該当する」と規定している(12

条2項)。条例で罷免事由を勝手に拡張することは問題である。

第4は、校長・副校長の期限付任用。条例案は、府立高校の校長と副校長の任用は「選考により任期又は在職期間を定めて行う」と規定し(14条)、期限付任用は「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づくとしている。しかし、この条例の根拠法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」は、校長のような恒常的な職を対象としていない。校長等の期限付任用は、法律に抵触する可能性がある。

#### 教育委員会の権限を制約

第5は、教職員の人事評価。条例案は、教職員の人事評価として5段階の相対評価を定め、各段階ごとにパーセント枠を義務づけている(19条)。しかし、教職員の人事評価権は、教育委員会に属するから(地公法40条、地教行法46条)、条例で評定の方法を細かく規制することは、地公法および地教行法に抵触する恐れがある。

第6は、懲戒処分・分限処分の基準。条例案は、教職員の懲戒処分と分限処分に関して、詳細な処分基準を定めている(21条~33条)。しかし、教職員の懲戒処分や分限処分の権限は、教育委員会にあり(地公法6条、地教行法37条)、処分の程度・方法は、処分権者の自由裁量に委ねられているから(最高裁昭和52年12月20日判決)、条例で教育委員会の裁量を細かく規制することは、地公法および地教行法に抵触する恐れがある。

条例案は、首長が教育に直接的に介入するもので、教育基本法の「不当な支配」(16条)に該当するとの指摘もある。いずれにしても、法的に問題の多い条例案と言わざるを得ない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究会代表理事)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●最新刊 好評発売中！ 校長・副校長・教頭が心得ておくべき学校運営規準を118のテーマで提示！

## 『コンパクト 教育法規ハンドブック』

菱村 幸彦(国立教育政策研究所名誉所員)【編】

A5判 270頁 / 定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)